

令和7年厚岸町議会第2回定例会会議録

招集期日		令和7年6月27日
招集場所		厚岸町議場
開閉日時	開会	令和7年6月27日 午前10時00分
	閉会	令和7年6月27日 午後0時20分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏名	出席○ 欠席×	議席番号	氏名	出席○ 欠席×
1	竹田敏夫	×	8	石澤由紀子	○
2	室崎正之	○	9	桂川実	○
3	佐藤淳一	○	10	堀守	○
4	金子勇	○	11	杉田尚美	○
5	音喜多政東	○	12	金橋康裕	○
6	中川孝之	○	13	大野利春	○
7	南谷健	○			
以上の結果 出席議員 12名 欠席議員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事務局長	議事係長	
亀井泰	神奈緒美	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	若　狹　靖	教　育　長	滝　川　敦　善
副　町　長	石　塚　徹	教委管理課長	諸　井　公
総　務　課　長	布　施　英　治	教委指導室長	藏　光　貴　弘
総合政策課長	平　下　哲　也	教　委　生　涯	
危機対策室長	四戸岸　毅	学　習　課　長	車　塚　洋
税　務　課　長	本　間　直　人	監　査　委　員	黒　田　庄　司
町　民　課　長	渡　部　貴　志	監　査　事　務　局　長	川　越　一　寿
保健福祉課長	早　川　知　記	農　委　事　務　局　長	江　上　圭
環境林務課長	鈴　木　康　史		
水産農政課長	石　崎　辰　也		
観光商工課長	田　崎　清　克		
建設　課　長	堀　部　誠		
病院事務長	星　川　雅　美		
水　道　課　長	高　瀬　順　一		
会　計　管　理　者	久保田　湖　子		

1. 会議録署名議員

2 番	室　崎　正　之		
12 番	金　橋　康　裕		

1. 会　　期

6月25日から 6月27日までの3日間

厚岸町議会第2回定例会議事日程

(7. 6. 27)

日程	議案番号	件名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2	議案第72号	厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の制定について
第 3	議案第68号	厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
第 4	議案第69号	厚岸町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例の制定について
第 5	議案第56号	令和7年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第57号	令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算
第 6	意見書案第1号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
第 7		各委員会閉会中の継続調査申出書
第 8		議員の派遣について

厚岸町議会 第2回定例会

令和7年6月27日
午前10時00分開会

●議長（大野議員） 皆さんおはようございます。

皆様にお知らせいたします。本日、総務課広報統計係から、町長発言時において写真撮影の申出がありましたので、これを許します。

ただいまから、令和7年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、2番、室崎議員、12番、金橋議員を指名いたします。

●議長（大野議員） 日程第2、議案第72号「厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の制定について」を議題といたします。

昨日に引き続き、審議を進めてまいります。

2番、室崎議員の2回目の質疑に対する答弁から進めてまいります。

総務課長。

●総務課長（布施課長） 先日から長い時間を取りまして、大変申し訳ございませんでした。

先日のご質問の要綱の第4条第3号の町長が必要と認める書類なっていますが、1号、2号に代わる書類としまして、独身証明書、これは自治体で発行するもの、それと婚姻要件具備証明書を考えておりました。こちらの婚姻要件具備証明書といいますのは、外国人の方が使うことが考えられまして、そちらは大使館などで発行されるものです。そういうようなものを今、想定しております。

それと、本人確認でありますが、こちらも町長が適当と認める書類とはどういうものかということでありますが、保険証の資格確認書、年金手帳、診察券などということになります。そのほかにもあるのですが、まずは三つを例示させていただいたというところであります。

それと第15条につきましては、先日、委員がおっしゃいました特別縁故者、そちらも私どもで調べさせていただきまして、こういう方におきましては、親族がいない場合、相続として受ける可能性があるというときに、そのパートナーシップの宣誓制度を宣誓したという書類を、そういう関係であったということを、証明できる書類にはなるのかなというところで、破棄はせずに、今考えているのが、ただし書以降は1号、2

号、こちらは必要がなくなるのかなと。やはり必要なものですので、破棄はしないほうがいいと思います。

今、お伝えしました第4条の3号と第5条の5号につきましては、具体的な様式を例示するという形で、第15条につきましては、ただし書の以降を削除するというような形で、後ほど事件の訂正を請求させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。

昨日の質疑の内容を踏まえて、この後、条文の訂正があるということですね。それを受け、その時にまた、もし何かがあれば質問をしようと思いますので、よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

●議長（大野議員） 休憩いたします。

午前10時04分休憩

午前10時11分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

ただいま、町長から議案第72号について、事件の訂正請求書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程として、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求書を日程に追加し、追加日程として議題にすることに決定いたしました。

追加日程、事件の訂正請求書を議題といたします。

事件の訂正請求書の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（布施課長）　ただいま上程いただきました事件の請求書について、ご説明申し上げます。

令和7年6月26日提出した事件は、次の理由により、下記のとおり訂正したいので、会議規則第20条第2項の規定により、請求します。

件名、議案第72号「厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の制定について」。

理由、条文の精査のため。

訂正内容、別紙のとおりであります。

別紙をご覧願います。

第4条の第3号宣誓の方法の第3号でありますが、改正前の「町長が必要と認める書類」としていたところにつきまして、具体例としまして、「独身証明書、婚姻要件具備証明書等」を例示しました。

独身証明書は、本籍地のある自治体で発行され、婚姻要件具備証明書につきましては、こちらは外国人の方が利用されることが考えられ、大使館などで発行されることとなります。

次に、第5条の本人確認の第5号の訂正でありますが、訂正前の「町長が適当と認める書類」につきまして、具体例としまして、「資格確認書、年金手帳、診察券」を例示しました。こちらは2点を求めるものであります。

第15条の宣誓書の保存につきましては、訂正前は、返還されたときと、あとは取消しがされたとき、そのときには、その時点で破棄するということにしておりましたが、こちらを宣誓書受領等の返還や解消、宣誓書の取消しがされた場合であっても、その後、パートナーシップの宣誓をしていたことを確認することが必要となることもあるため、宣誓書を破棄せずに永年保存とするもので、ただし書きと第1号、第2号を削るものであります。

よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております事件の訂正請求書を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本請求書を許可することに決定いたしました。

議案第72号について、ほかに質疑ございませんか。

2番、室崎議員。

●室崎議員　内容については、よく分かりました。

昨日の論議を踏まえて、非常に真摯な対応をしていただいたものと、質問者としては

感謝しております。

1点だけお聞きいたしますが、今回のこの制度というのは、まだ国もつくっていないものを、自治体が先駆けてつくるわけで、いわば海図のない海に航海に乗り出すような部分があるかと思うのです。それで大変なのはよく分かります。実際の省に当たる担当者が、同じような苦労をなるべくしないように、これは要綱ですから、条例の場合には、規則とか要綱で細部を決めることが可能ですが、それはちょっとできないのかなという気もしますので、手引書みたいな、要するに指針というか、そういうようなものは、やはり相当具体的に決めておかなければならないのだと思うのです。そういうものをこれからおつくりになる予定なのかどうか。

それから、出来上がったときには、議会にもそれを見せていただきたいというふうに思うのですが、そのあたりはどのようにお考えになっているのか、お答えいただけます。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 議員のご質問にありますように、現在、手引の案、今は案の段階でございますが、ほとんどいいところで作成をしております。窓口で実際に対応となるのは、戸籍それから住民票等を扱っている町民課で一括して行うことを考えございまして、現在、町民課ともちょっと打ち合わせをさせていただいております。

おっしゃったとおり、いろいろな事例がこれからさらに出てくるのではないかということを考えられますので、手引については施行が8月1日を予定しておりますので、それまでにもう少し詰めさせていただいて、議会にも機会を見て説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第3、議案第68号「厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（堀部課長）　ただいま上提いただきました議案第68号「厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容について、ご説明申し上げます。

厚岸町営住宅管理条例は、公営住宅法及び地方自治法並びに「これらに基づく命令の定めるところ等」により、厚岸町が行う厚生町営住宅及び共同施設の管理について、必要な事項を定めております。

このたびの条例改正は、平成23年5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、公営住宅に入居する際の「60歳未満の者の入居時に必要な同居親族の要件」と、「老人や身体障害者などを例外とする単身入居を認める者の要件」に関する規定を廃止し、これら要件の維持、または廃止の判断を各地方公共団体に委ねるとする、公営住宅法の改正が平成24年4月1日から施行されたところでありますが、当町においては、これまで町営住宅の入居状況や地域内の住宅状況を考慮し、これらの同居親族の要件等を維持してきたところであります。

一方、国土交通省においては、近年、若年単身世帯を含む単身世帯が増加し、新たな住宅困窮が生じていることを踏まえ、住宅に困窮する低額所得者に対し、的確に公営住宅が供給されるよう同居親族要件の廃止等について検討するよう令和4年3月31日付で各都道府県宛てに通知を発しているところであります。

また、令和6年3月26日に、犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件において、犯罪被害者と同性の者は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」における「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者に該当し得る」との解釈を示す最高裁判所の判決が出されたことに伴い、同月31日に、国土交通省から住宅関係法令における「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に「同性パートナー」を含むとし、この「同性パートナー」については、各主体が「事実上婚姻関係と同様の事情にある」と認めた「同性間の関係にある者」とする規定の解釈に関する通知が発せられたところであります。

これまでの議会からの指摘及び説明させていただいたこれらの通知を踏まえ、本町における町営住宅の入居状況を改めて確認したところ、令和7年4月1日、現在の空き室が約60戸と増加しており、今後も増える可能性があることを踏まえ、60歳未満の者の入居時に同居親族を必要とする要件を廃止し、これまでの入居を認めていなかった60歳未満の単身者の入居を可能にするものと、一般世帯及び裁量世帯の入居収入基準月額に係る規定を見直すほか、住宅関係法令における「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に「同性パートナー」を含むとする解釈が国土交通省から示されたことに伴い、町営住宅でも同様の取扱いとするため、本条例の施行規則を含めた改正を行うものと、これまで明確に規定していなかった特定優良賃貸住宅法による入居者資格について同様の扱いとするため、本条例を制定するものであります。

なお、改正内容の説明につきましては、別に配付しています「議案第68号説明資料の新旧対照表」により行わせていただきますが、このたびの条例改正を行うに当たり、先

ほど説明させていただいた「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に「同性パートナー」を含めるため、必要となる手続を定める「議案第68号参考資料①厚岸町営住宅管理条例施行規則の改正案」と、これを証明するために必要となる当町が8月1日から行おうとする「議案第68号・第69号参考資料、厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱案」及び「議案第68号参考資料②関係法令の抜粋」を配付させていただいておりますので、併せてご参照をお願いします。

また、先ほど総務課長から説明がありました「議案第68号・第69号参考資料、厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」につきましては、総務課長から説明がありましたとおりでございますので、ご了承願います。

それでは、新旧対照表1ページから2ページをご覧ください。

入居者の資格について規定している第6条第2号及び入居時の収入基準月額を規定している第3号の改正は、改正後では第2号として、60歳未満の単身者について、同居しようとする親族がない場合でも、入居時の収入基準月額を満たせば入居を可能とするものと、一般世帯及び裁量世帯の入居時の収入基準月額に係る規定を整理するものと、生活保護受給者とDV被害者の入居時の収入基準月額を、他の市町村の状況を参考として、現行「15万8,000円」を「21万4,000円」に改めるもので、同号の細分のアでは、特に居住の安定を図る必要がある方として、(ア)のaからgまでのいずれかに該当する方と、(イ)の入居者が60歳以上の方で、かつ同居者がいない方、または同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満に該当する方と、(ウ)の同居者に小学校就学の始期に達する方がいる場合に該当する方、いわゆる裁量世帯の方については、収入基準月額21万4,000円を上限とするのであります。

なお、改正前の同条第3号イ及びウにつきましては、同条第2号で規定を整備するもので、内容に変更はありません。

改正前の第4号及び第5号の改正は、改正前の第2号と第3号を第2号としたことに伴い、それぞれ号番号を繰り上げるものであります。

新たに加える改正後の第5号は、入居者と同居する場合の要件について、当該入居者の親族であることを必須とするものと、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に「同性パートナー」を含めるものとし、これを証明する書類については、国土交通省からの通知で各主体に委ねられていることから、参考資料にあります厚岸町営住宅管理条例施行規則でこれを定め、8月1日から行おうとしている「厚岸町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」による書類等を添付することを予定しているところであります。

同じく、新たに加える第6号は、入居者の身体の安全確保及び居住の安定の観点から、単身入居資格の要件から除外する規定を整備するものであります。

改正前の第6号の改正は、先ほどの号を追加したことに伴う号番号の繰り下げであります。

3ページをお開き願います。

入居者資格の特例について規定している第7条第2項の改正は、第6条の改正に伴う引用号番号の変更であります。

町営住宅の入居者が死亡し、または退居した場合において、その死亡時または退居時

に当該入居者と同居していた者の入居承継について規定している第14条第1項の改正は、入居承継の承認を認めない要件を第2項で規定することに伴い、不要となる法施行規則の引用条番号を削るものであります。

入居承継を認めないことについて規定している第2項の改正は、親族要件に同性パートナーを含むことに伴い、入居承継の承認を認めない要件をこの項で定めるものであります。

収入超過者等に関する認定について規定する第30条第1項の改正は、第6条の改正に伴う引用号番号の変更であります。

4ページをお開き願います。

特定優良賃貸住宅法による入居者資格について規定する第53条の改正は、特定優良賃貸住宅による入居者の資格要件に係る法施行規則の変更及び第6条の入居の資格と整合を図るため、一般世帯及び裁量世帯の入居収入基準月額の要件を除き、同様に取り扱うための引用規定の整備であります。

議案書43ページにお戻り願います。

附則であります。

この条例は、令和7年8月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 おおむね、了解しました。

ちょっとお聞きしたいのが、（ア）のg、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の条項があるのですけれども、これは保護期間を過ぎた後の人をいうのか、それとも保護期間中の方をいうのか。保護期間中の方をいうのであれば、万が一、その保護期間中の方が、上の21万4,000円という金額を超えるだけの収入のある人というのは、保護できないという話になると思うのですけれども、これについてはどうなっているのでしょうか。

●議長（大野議員） 休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時35分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

建設課長。

●建設課長（堀部課長） 貴重な時間をいただきまして、大変申し訳ございませんでした。

ただいまの質問でございますが、このDV被害者の方につきましては、今まで一般世帯で15万8,000円という収入基準がございまして、やはり町営住宅は低所得者向けの住宅でありますので、その方につきましては、入居を申し込むことはできないという規定になってございます。

ただ、今回、他の町村の事例を参考にしまして、ほかのところでは、単身入居を認める場合の改正において、そういった生活保護受給者、DV被害者等につきまして、今まで一般世帯15万8,000円というものが、今度、裁量世帯である21万4,000円に改めるというふうになってございますので、町としましてはそれらを参考にして、このたび21万4,000円に改める内容となってございます。

●議長（大野議員） 10番堀議員。

●堀議員 そういうふうに読めないのだけれども、一時保護、配偶者暴力、第5条の規定による、保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。今、私が聞いたのは、保護期間中の者というのはどうなのだということを聞きたかったのです。保護が終了していない保護期間中の者。それは収入基準というものが当てはまるのかどうなのかというのを確認したかったのです。

緊急避難ですから、やはり転出地で転入先の住所というのもも、一切分からぬような形の中で転出をされてくる。その住所の取扱い等も、保護期間中であれば取扱いが大変になると思うのですけれども、そういうような人が来た場合についての収入基準というものはどうなるのだということを聞きたかったのです。

今言っているのは、おそらく保護期間中が終わった後の5年を経過していない人は、この収入基準だけれども、保護期間中というのに収入基準を当てはめてしまうと、保護される人が保護できないという話になると思うのですけれども、そこを確認したかったのですけれども。

●議長（大野議員） 休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時43分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。
建設課長。

●建設課長（堀部課長） 貴重な時間をいただきまして、大変申し訳ございません。ご質問の内容でございますが、まずDV被害者の方に、ここで言いますと、保護が終

了した日から計算して5年を経過していない人、それと、裁判所が命令の申立てを行つたもので、当該命令がその効力を生じた日から、その保護期間中、で計算して5年を経過していない者につきましては、21万4,000円ということでございます。

保護期間中につきましては21万4,000円。裁判所がした命令の申立てを行つた者で、その命令が効力を生じた日から計算して、5年を経過していない人、その命令が保護の命令ということで、保護期間中……。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

10番、堀議員。

●堀議員 ただ、保護期間中の人には、先ほども言ったとおり緊急避難なのです。ですから、収入基準というものによらないで、やはり一時避難というものを受け入れるようなものを、ぜひ考えてほしいなと思うのです、これについては。

万が一、30万円の収入がある人だったら、わざわざ町営住宅ではなくて、民間のどこかのマンションなりアパートなりを借りればいいという話になるのかもしれませんけれども、緊急避難ですから、ぱっと現地から逃げたときに、警察などのあっせんなどもあった中で、恐らく転出先というのは出てくると思うのですけれども、そういうようなときに、いやいや、あなたは駄目ですよ、なんて言ったら、その人の選択肢が大きく狭まってしまうということにもなると思うのです。終了した日から5年だから、保護期間中の人にについては、ぜひ考えるべきだなというふうに思うのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

今、議員おっしゃられた内容につきましては、他の市町村等の状況も含めまして、今後、検討していきたいというふうに思っております。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第4に入る前に、ここであらかじめ配付しております議案第69号の参考資料の訂正の申出がありましたので、発言を許します。

水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） 貴重なお時間をいただき、大変申し訳ありません。

別にお配りしております「議案第69号参考資料、厚岸町新規就農者誘致条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表案」につきまして、字句の訂正をさせていただきたいと存じます。

お配りしております資料の改正案の下の部分になります。添付書類の5と書かれている部分、お配りしている部分につきましては、「その他町長が必要と認める書類」と記載がございます。その他の前に「資格確認書等」を加えさせていただきたいと存じます。

大変申し訳ありません。よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） 皆さん、分かりましたか。一応、説明資料なので、作り直しますか。

休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

日程第4、議案第69号「厚岸町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） ただいま上程いただきました議案第69号「厚岸町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容について、ご説明申し上げます。

厚岸町新規就農者誘致条例は、新たに酪農業を営み、本町の産業振興に寄与する者に対し、奨励金等の援助を行い、新規就農の誘致促進対策を目的として平成3年に制定し、これまでに本条例の支援を活用し、新規就農者11戸が就農しております。

しかしながら、その一方では、昨年度は9戸が後継者、労働力不足を主な理由に離農しており、新規就農者の確保は喫緊の課題となっているところでございます。

新規就農者の確保対策につきましては、厚岸町、釧路太田農協などの関係機関で構成する厚岸町農業担い手育成支援協議会において、東京や札幌で行われる「新・農業人フェア」の各種就農イベントや相談会に出展・参加し、新規の就農希望者や酪農ヘルパーとして働く形に就農を呼びかけるなど、取組を行っているところでございますが、新規就農のための初期投資が大きく、後継者や労働力の確保が難しいことや、飼料高騰など酪農経営を取り巻く環境が厳しく、新たに酪農業を目指す新規就農者は少ない状況にあります。

このような状況の中、当町の基幹産業の一つである酪農業の維持・発展のためには、新規就農者の確保を促進していく必要があることから、厚岸町新規就農者誘致条例に定めている新規就農時に支援する者の「年齢要件」を拡大するほか、個人経営の場合にあっては、配偶者の要件に同性パートナーを加えるとともに、同居の親族の年齢要件を拡大し、共同経営の場合にあっては、年齢と人数要件を緩和することで、支援の対象となる労働力確保と対象範囲を拡大することで、新規就農者の確保を進めていくため、本条例を制定するものであります。

それでは、条例案を説明させていただきます。

説明については、議案書により行わせていただきますが、別にお配りしております議案第69号説明資料の新旧対照表、新規就農者の認定申請の手続を定めます、先ほど訂正させていただきました、申し訳ございません。「議案第69号参考資料、厚岸町新規就農者誘致条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）」と、配偶者の要件の「事実上の婚姻関係と同様の事情にある者」に「同性パートナー」を含めるため、その証明に必要となる「議案第68号・第69号参考資料、厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱案」について、併せてご参照願います。

議案書44ページをご覧願います。

はじめに、新規就農者の定義について規定する第2条の改正は、新規就農者の要件のうち、本町に住所を有するものを追加し、年齢要件につきましては、「おおむね23歳から40歳未満」を「就農時の年齢が49歳以下」に拡大するものと、配偶者の定義として、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に加え、町長が別に定めるところにより、「パートナーシップの宣誓をしている者」を含む規定を加えるとともに、同居親族の年齢要件について、「18歳から60歳未満」を「18歳以上」に拡大するものと、共同経営の要件のうち、年齢要件を削り、人数要件について「3人以上」を「2人以上」に緩和するほか、字句を整理するものであります。

次に、附則であります。

この条例は、令和7年8月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 本条例は平成3年から施行されているということで、これまでに11戸が新規就農されているという説明がありました。この11戸のうち離農した人というのは何件、今までであるのでしょうか。また、その理由というのは、どのようなものが挙げられるのでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

新規就農11戸のうち、残念ながら離農されている方は3戸という形になっております。理由につきましては、後継者不足とか担い手不足という部分が主な理由というふうになってございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 そうすると、後継者とかの人的要因でということで、経営的なものが問題で離農した案件というのは、なかったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

いわゆる人的の部分、後継者、それから担い手という部分が主な理由になってございます。全く経済的な部分がなかったというわけではないとは思いますけれども、主たる原因としては、先ほど申しました人的な部分ということで承知しているところでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 分かりました。

ただ、経営的なものが主たる原因ではないにしても、要因としてはあったかもしれないというのであれば、やはりこの条例を施行していくに当たっては、経営計画とか、また財務計画とか、そういうものをしっかりと審査するということをやっていかなければならないのではないのかなというふうに思います。来てほしいから、その資格審査のレベルを下げてしまえば、せっかく投入した公費というのも、無駄になる可能性というものがなきにしもあらずなので、しっかりと資格審査をしていってほしいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

こちらは新規就農時に、厚岸町、それから釧路太田農協、それから北海道関係機関が入った形での審査という形でさせていただいております。

議員おっしゃるとおり、来ていただいてという部分で、審査が甘くなるとかそういうことがないように、また将来的にもずっと厚岸町で農業を続けていっていただけるように、経営計画、サポートも含めて進めていきたいと存じます。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 令和7年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時59分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

日程第5、議案第56号「令和7年度厚岸町一般会計補正予算」、議案第57号「令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算」以上2件を再び一括議題といたします。

本2件の審査については、令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

4番、金子委員長。

●金子委員長 令和7年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第56号「令和7年度厚岸町一般会計補正予算」、ほか1件の審査については、本日、本委員会

を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（大野議員） 初めに、議案第56号「令和7年度厚岸町一般会計補正予算」についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長（大野議員） 次に、議案第57号「令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算」についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長（大野議員） 日程第6、意見書案第1号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（神係長） 意見書案第1号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

令和7年6月27日。

提出者、厚岸町議会議員、竹田敏夫。

賛成者、厚岸町議会議員、佐藤淳一。

同じく、室崎正之。

同じく、金子勇。

同じく、堀守。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める

意見書。

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには 森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において、厚岸町と北海道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

厚岸町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化や山地災害の防止など、森林の多面的機能を持続的な発揮に向けて、新たに策定された国土強靭化実施中期計画に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ＩＣＴ等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長、大野利春。

参考送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

●議長（大野議員） 提出者であります竹田議員が欠席でありますので、代わりに賛成者の内から、金子議員に提案理由の説明を求めます。

●金子議員 ただいま朗読をしていただいたとおりでありますが、今後これらの取組を強化するため、安定的な予算確保が必要であると考えております。厚岸町においては、全国の森林面積の0.17%、北海道全体においては、0.76%あります。面積については、4万2,000ヘクタールあります。森林整備については、一定した手助け、一定した費用がかかります。永続的に補助金をいただかなければなりません。

ただいま、朗読させていただいたとおりではあります、議員各位の賛同を、ぜひよろしくお願ひいたします。
以上です。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（大野議員） 日程第7「各委員会閉会中の継続調査申出書」を議題といたします。
次期定例会までの間、閉会中における継続審査申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。
お諮りいたします。
本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。
よって、本申出書のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第8「議員の派遣について」を議題といたします。
お諮りいたします。
厚岸町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。
よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により、派遣することに決定いたしました。

●議長（大野議員） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

●町長（若狭町長） 本会議終了に当たり、発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。

私は、平成13年7月13日、戦後7代目の厚岸町長として就任以来、本年7月12日をもって6期の任期満了により、町長の職を退任をいたします。

厚岸町長として、在任期間は、あと残すところ16日間となりました。本日、この演壇に立つ最後の機会になろうかと思いますので、議長のお許しをいただいた次第であります。

長年にわたる町議会議員各位をはじめ、町民の皆様、そして、関係機関団体の皆様のご理解とご協力の下、着実に町政を進めることができましたことを、心から感謝を申し上げます。

今、町長として在任した24年間を振り返りますと、私が就任した当時は、地方分権一括法の施行により、地方から地方の時代へ、国は何をしてくれるのかではなく、私たちは何を成すべきか、自らの発想でどういう町づくりを進めるのか、真の地域力が問われる時代となりました。

加えて、三位一体の改革に伴う厳しい財政状況の中にあって、財政危機からの脱出を目指し、3次にわたる厚岸町財政運営基本方針を策定し、様々な町政改革に取り組み、財政の健全化を図り、また、3期にわたる厚岸町総合計画に基づき、厚岸町の新時代を切り開く、町民の皆さん、誰もが誇りを持てる町を目指してまいりました。

そして、人口減少と少子高齢化の急速な進行をはじめ、昨今のデジタル社会への対応など、激動する時代の潮流の中、幾つかの転換期を迎えたが、私が一貫して町政の最重要課題に掲げてきた、基幹産業である漁業農業と酪農の振興をはじめ、防災・減災対策、少子化・高齢化と子育て支援、観光振興施策、快適に暮らせる町づくりなどの重点施策の推進をしてまいりました。

また、未曾有の事態を引き起こし、これまでの町民生活を大きく変容させることになった新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応や、地元の37年にも及ぶ悲願でありました厚岸道立自然公園の国定公園化に向けた取組、令和5年9月に、天皇・皇后両陛下のご隣席を仰ぎ、本町を舞台に開催された第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会など、本町の歴史と町民の心に残る大事業についても、町民の皆さんとともに粘り強く向き合うことができ、成功へと導いてまいりました。

私が24年にわたって運営してきた町政の実績とその評価は、町民の皆さんに委ねられるところですが、私が生まれ育ったこのふるさと厚岸の町づくりに、長きにわたり携わることができましたのは、この上ない幸せであり、私の誇りです。

これは、常に熱心な政策議論をいただける町議会議員の皆さんと、私と意思を共有し、共に行政を推進する優秀な職員の支えがあったからこそ、どんな困難に直面しても、町長としての使命を果たすために、諦めず挑戦を続けてこられたのだと思っており

ます。この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

そして、何より、長きにわたって私を信じ、支持してくださいました町民の皆さんに、心から感謝と敬意を表します。

また、友好都市、山形県村山市並びに東京厚岸会をはじめ、ふるさと会に縁のある方々からの温かいご交誼に感謝いたします。

「私は願う。厚岸を愛したすべての人の悲願は達せられた」この言葉は、厚岸大橋の完成記念碑に刻まれている碑文の一節であります。この石碑が示すとおり、昭和47年9月の厚岸大橋完成は、私はもとより町民誰もが悲願達成に喜び、震えたことであります。私は、町民には、どんな困難があろうとも、見事にそれを成し遂げ、新たな発展をできる力があると思っております。これからは、三浦新町長の下で厚岸町がますます発展し、素晴らしい未来を築いていくことを心より願っています。

町民の皆さんのご健勝とご多幸を、心よりお祈り申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

●議長（大野議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は、全部終了しました。

よって、令和7年厚岸町議会第2回定例会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後0時20分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 7 年 6 月 27 日

厚岸町議会
議長

署名議員

署名議員